

日医工MPI行政情報

<http://www.nichiiko.co.jp/stu-ge/>

薬価改定の動向 (消費税改定(2019年10月)対応は?)

日医工医薬経営研究所(日医工MPI)

(公社)日本医薬経営コンサルタント協会認定 登録番号第4217号 菊地祐男

業界誌や経済紙など複数の媒体が、官僚の発言や会議状況等を報道しています。その情報にMPIの独自の見解も含めて資料化しました。

本資料は何らかの決定事項を紹介するものではなく、現状の議論の動向をまとめたものです。

資料No.20180918-512



日医工株式会社

日医工MPIでは、直接のお問い合わせはお受けしていません。ご質問等は日医工MRにお尋ねください

薬価改定のスケジュール（確定事項 & 検討事項）

2017年	2018年		2019年			2020年		2021年		2022年	
9月	4月	9月	4月	9月	10月	4月	9月	4月	9月	4月	9月
薬価調査	通常改定	薬価調査		薬価調査	消費税改定	通常改定	薬価調査	中間年改定	薬価調査	通常改定	薬価調査



現時点

この辺りのスケジュールが議論されている

（確定事項）

「消費税増税に対応するための薬価調査」は2018年9月に実施
 消費税改定（8%→10%）は2019年10月予定
 毎年改定の中間年改定は2021年4月から実施と決定

（検討事項）

「2019年4月に薬価改定を行うか？」
 「2019年10月の消費税改定はどうするか？」
 「2020年4月の通常改定（2019年9月の薬価調査）はどうするか？」



薬価改定のスケジュール（案）

セット版

2018年		2019年			2020年	
4月	9月	4月	9月	10月	4月	9月
通常改定	薬価調査		薬価調査	消費税改定 (引き上げ)	通常改定	薬価調査

1 消費税改定の薬価調査を行わず、2019年10月に消費税対応の引き上げを行い2020年4月に通常改定を行う案

薬価調査 消費税改定 通常改定

薬価の乖離に対応しないままで消費税分を引き上げるため財務省は反対

財務省案 **2** 薬価調査 乖離率全改定 消費税改定 通常改定

毎年改定の前倒しとなり、業界は反対

同時対応案 **3** 薬価調査 2018年9月調査の乖離率対応と消費税対応を同時に行う 消費税改定 乖離率全改定 2019年9月の薬価調査と消費税改定が近接しており調査の意味が無くなる

薬価調査 通常改定

半分改定案 **4** 薬価調査 乖離率半分改定 消費税改定 理論上の財源は、③同時対応案の乖離率全改定とほぼ同じ規模になる

2019年4月に薬価調査による乖離率の半分だけ薬価改定を行う

調整幅2%は？

薬価調査 通常改定

解説（MPI見解）

【薬価改定のスケジュール（確定&検討）】

毎年改定の中間年改定は2021年4月からに決まったが、消費税改定（8%→10%）は2019年10月に予定されており、2019年度にも薬価改定は実施される見込みとなっている。

「消費増税に対応するための薬価調査」は2018年9月に実施されているが、具体的にどのようなスケジュールで薬価改定を行うかは、未だに検討が続いているため、業界誌や経済紙等から情報も含めて、MPIの独自の視点も含めて資料化した。

【薬価改定のスケジュール（案）】

現在検討（議論）中の「案」を比較するため、2019年度を中心に図示してみた。

①は「消費税改定の薬価調査を行わず、2019年10月に消費税対応の引き上げを行い2020年4月に通常改定を行う案」である。医薬品業界にとっては一番ありがたい案ではあるが、国の理解は得られず、2018年9月に「消費増税に対応するための薬価調査」が実施されている。

②は「財務省案」である。2018年9月の薬価調査を受けて2019年4月に薬価改定を行い、2019年に再度消費税分を引き上げる二段階案である。しかし毎年の薬価改定は2021年度からとしている方針の前倒しになるため医薬品業界としては受け入れ難い。

③は「同時改定案」である。2019年10月に2018年9月薬価調査の対応と消費税対応を同時に実施する案であるが、2020年の通常改定のための薬価調査は2019年9月が予定されており（予算編成上日程の変更は難しい）、調査翌月の10月に薬価改定が実施されるため、薬価調査の意味がなくなり2020年の通常改定が危くなる。

④は「半分改定案」である。2019年4月は薬価調査の乖離率の半分だけ改定する二段階案となる。薬価調査で乖離率が8%だったら、薬価改定は半分の4%対応とする。③の同時改定案は10月から乖離率全改定（8%）を行うが、影響するのは半年だけになるため、理論上は半分の4%改定を1年間続けるのと財源的にはほぼ同じ規模になる理論である。しかしこの案でも「調整幅はどうする？」や「企業の事務的対応の煩雑さ」は問題である。しかし何らかの方法で消費税対応をする必要があり、この半分改定案がベースになる可能性は高い。